

広報たけとよ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武豊町広告掲載要綱(平成21年6月1日施行。以下「要綱」という。)に基づき、広報たけとよ(以下「広報」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(種類及び範囲)

第2条 広報に掲載する広告は、要綱第4条第2項に定めるとおり町の広報紙としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えない中立性のあるものとする。

(広告の規格及び広告の掲載料)

第3条 広告の規格及び広告の掲載料(以下「広告掲載料」という。)は、別表のとおりとする。

(広告を掲載する位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ及び広告掲載枠数については、広報たけとよ広告原稿作成基準に定めるものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間(以下「掲載期間」という。)は1号単位とし、年度を超えない範囲で連続1年分までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができる。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

広告の規格	広告掲載料
大枠 [縦59ミリメートル、横171ミリメートル]	10,000円
小枠 [縦59ミリメートル、横80ミリメートル]	5,000円

広報たけとよ発行号一覧

4月号
5月号
6月号
7月号
8月号
9月号
10月号
11月号
12月号
1月号
2月号
3月号